

# 「金融再生プログラム」作業工程表

金融再生プログラム  
公表(10月30日)

実施済

作業工程表公表  
(11月29日)

年内に対応

年度内に対応  
(注)15年3月期決算に関し対応する措置を含む

1.新しい金融システムの枠組み	中小企業金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業貸出に関する担い手の拡充 (銀行免許認可の迅速化)</li> <li>中小企業再生をサポートする仕組みの整備 (RCC信託機能の活用スキームの創設等)</li> <li>中小企業の実態を反映した検査の確保</li> <li>「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設</li> <li>「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施 (ホットラインで得た情報の整理・分析体制の整備等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業貸出信託会社の検討を開始</li> <li>検査・監督で活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出 (早期健全化法に基づく履行状況報告を受け対応)</li> </ul>
	特別支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要があれば「特別支援」の枠組みを即時適用</li> <li>「特別支援」を介した企業再生</li> <li>DIPファイナンスへの保証制度 (中小企業庁が国会法案提出、成立)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融問題タスクフォースの立上げ (事業計画のモニタリング)</li> <li>新しい公的資金制度の検討開始 (必要性などについて、金融審議会で議論を開始 (半年程度で結論))</li> <li>時価の参考情報としての自己査定を活用 (考え方を整理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査官の常駐の派遣 (銀行法、商法等の関係にも留意しつつ、具体的な実施方法について整理し、必要な対応等)</li> <li>管理会計上の勘定分離の具体的な仕組みを整理</li> </ul>
2.新しい企業再生の枠組み	企業再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>RCCの一層の活用と企業再生 (企業再生機能の強化、企業再生ファンド等との連携強化)</li> <li>貸出債権取引市場の創設 (検討要請)</li> <li>企業再生のための環境整備 (関係府省に要請)</li> <li>産業再生 雇用対策戦略本部、産業再生機構 (仮称) 設立準備室の設置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>RCCの企業再生機能の強化 (RCC保有債権の回収・売却の促進に関する基本的考え方を整理・公表)</li> <li>証券化機能の拡充 (基本的考え方を整理・公表)</li> </ul>	
3.新しい金融行政の枠組み	資産査定の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCF的手法の採用、引当金算定における期間の見直しについて検討開始 (公認会計士協会に特別チームを設置。同協会との連絡協議会を設置)</li> <li>デット・エクイティ・スワップの時価評価を要請 (主要行、公認会計士協会)</li> <li>自己査定と金融庁検査の格差公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一 (体制整備。15年1月からの検査で適用)</li> <li>再建計画検証チームを設置 (厳格な検証)</li> <li>財務諸表の正確性に関する経営者による宣言 (金融審議会で結論内閣府令を改正)</li> <li>自己査定の是正不備に対する行政処分の強化 (事務ガイドラインを年内に改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCF的手法について公認会計士協会での検討の結論、検査マニュアルの改正</li> <li>担保評価の厳正な検証 (各行における実態を調査の上、考え方を整理し、主要行に要請)</li> <li>特別検査の再実施</li> </ul>
	自己資本の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰延税金資産の厳正な評価、監査を要請 (主要行、公認会計士協会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰延税金資産の算入上限について、金融審議会で検討開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者割当増資について、事務ガイドラインを整備</li> <li>自己資本比率に関する外部監査の導入 (銀行法施行規則等において定める業務報告書の様式の見直し)</li> </ul>
	ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部監査人による厳正な監査 (公認会計士協会に要請)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期是正措置の厳格化</li> <li>「早期警戒制度」の活用</li> </ul> <p style="text-align: center;">} (事務ガイドラインを年内に改正)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的資本注入行に対するガバナンスの強化</li> <li>優先株の普通株への転換の諸条件について、ガイドライン整備</li> <li>健全化計画未達先に対する業務改善命令の考え方、責任の明確化等</li> </ul>
4.今後の対応				<ul style="list-style-type: none"> <li>中小・地域金融機関の不良債権処理については、「リレーションシップバンキング」のあり方を金融審議会で検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定</li> </ul>

(参考)

項目	実施時期等
<b>1. 新しい金融システムの枠組み</b> (1) 安心できる金融システムの構築 (ア) 国民のための金融行政	
(イ) 決済機能の安定確保	法律案を今国会に提出。
(ウ) モニタリング体制の整備	「金融問題タスクフォース」を年内に立上げ。公認会計士、弁護士、学者、産業界関係者、金融実務家等からメンバーを選定。
(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮  (ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充	・銀行免許認可の迅速化については直ちに対応。 ・中小企業貸出信託会社については、速やかに検討。あわせて、信託業について金融審議会において幅広く検討。
(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備	中小企業再生信託型スキーム（RCC信託機能の活用スキーム）の創設。「オフバランス化につながる措置」の明確化をあわせ公表（11月22日）。
(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	平成15年3月期決算から適用。
(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の実態に応じた検査を実施。 ・検査マニュアル別冊（中小企業融資編）に関する説明会等の集中的実施。
(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備  「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設	金融庁に開設（10月25日）。財務局等に開設（11月1日）。
「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施	・ホットラインで得た情報の整理・分析体制を整備し、その情報を検査・監督で活用。重大な問題があると判断される場合には、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分。
(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結 (ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備 日銀特融による流動性対策	必要な場合には、直ちに対応。
預金保険法に基づく公的資金の投入	必要な場合には、直ちに対応。
検査官の常駐的派遣	銀行法、商法等の関係にも留意しつつ、具体的な実施方法について年度内に整理し、必要な対応等をとる。
(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革 経営者責任の明確化	厳しく対応。
適切な管理方法（「新勘定」、「再生勘定」）	具体的な仕組みについて年度内に整理。
事業計画のモニタリング	タスクフォースを年内に立上げ。
(ウ) 新しい公的資金制度の創設	制度の必要性などについて、金融審議会において議論を開始し、半年程度で結論。

項 目	実施時期等
<b>2．新しい企業再生の枠組み</b> (1) 「特別支援」を介した企業再生 (ア) 貸出債権のオフバランス化推進	・的確に対応。 ・財政的措置については、RCCによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討。
(イ) 時価の参考情報としての自己査定の活用	年内に時価についての考え方を整理。
(ウ) DIPファイナンスへの保証制度	中小企業庁が法律案を今国会に提出し、成立(11月15日)。
(2) RCCの一層の活用と企業再生 (ア) 企業再生機能の強化	・RCCの企業再生機能の強化等を公表(11月22日)。 ・RCC保有債権の回収・売却の促進について、年内に基本的考え方を整理・公表。
(イ) 企業再生ファンド等との連携強化	
(ウ) 貸出債権取引市場の創設	全国銀行協会に検討を要請(11月22日)。また、関係諸機関に検討への参加を要請。
(エ) 証券化機能の拡充	年内に基本的考え方を整理・公表。
(3) 企業再生のための環境整備 (ア) 企業再生に資する支援環境の整備	
(イ) 過剰供給問題等への対応	産業再生・雇用対策戦略本部において関係府省に要請(11月12日)。
(ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定	
(エ) 株式の価格変動リスクへの対処	
(オ) 一層の金融緩和の期待	
(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み	・産業再生・雇用対策戦略本部の設置(11月12日)。 ・産業再生機構(仮称)設立準備室の設置(11月8日)。

項 目	実施時期等
<p><b>3 . 新しい金融行政の枠組み</b></p> <p>( 1 ) 資産査定 of 厳格化</p> <p>( ア ) 資産査定に関する基準の見直し</p> <p>引当に関する D C F 的手法の採用</p>	<p>・日本公認会計士協会に検討要請 ( 1 1 月 1 2 日 ) 。同協会において特別チームを結成し、D C F 方式に基づく合理的な算定方法について平成 1 5 年 3 月期決算に間に合うよう早急に検討。</p> <p>・検査・監督の立場から同協会と調整を行うための連絡協議会を設置 ( 1 1 月 1 5 日公表 ) 。平成 1 5 年 3 月期決算に間に合うように検査マニュアルを改正。</p>
<p>引当金算定における期間の見直し</p>	<p>・日本公認会計士協会に検討要請 ( 1 1 月 1 2 日 ) 。同協会において特別チームを結成し、早急に検討。</p> <p>・連絡協議会において、会計基準における平均残存期間の取扱い、わが国の金融への影響 ( 中小企業金融、貸出約定期間 ) 等の観点から、調整・検討。</p>
<p>大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一</p>	<p>年内に体制整備。平成 1 5 年 1 月よりスタートする検査から適用。</p>
<p>デット・エクィティ・スワップの時価評価</p>	<p>取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行、日本公認会計士協会に要請。</p>
<p>再建計画の厳格な検証</p>	<p>年内に検証チーム ( 企業再建に精通した専門家、公認会計士、弁護士、不動産鑑定士等 ) を設置。平成 1 5 年 1 月以降の検査において、検査班に対して情報提供・助言を行うとともに、自らも検査に参加。</p>
<p>担保評価の厳正な検証</p>	<p>平成 1 5 年 3 月期決算から適用。</p>
<p>( イ ) 特別検査の再実施</p>	<p>平成 1 5 年 3 月期決算に向けて実施。</p>
<p>( ウ ) 自己査定と金融庁検査の格差公表</p>	<p>主要行の自己査定と検査結果の格差を公表 ( 1 1 月 8 日 ) 。</p>
<p>( エ ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化</p>	<p>事務ガイドラインを年内に改正。</p>
<p>( オ ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言</p>	<p>一般上場企業等を対象に金融審議会において検討中 ( 年内に結論 ) 。同検討結果を踏まえ、年度内に内閣府令を改正し、主要行に平成 1 5 年 3 月期決算からの実施を要請。</p>
<p>( 2 ) 自己資本の充実</p> <p>( ア ) 自己資本を強化するための税制改正</p> <p>引当金に関する新たな無税償却制度の導入</p> <p>繰戻還付金制度の凍結措置解除</p> <p>欠損金の繰越控除期間の延長検討</p>	<p>関係府省に要望 ( 1 1 月 7 日 ) 。</p>

項 目	実施時期等
(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化	<p>・ 厳正な評価について主要行に要請（11月11日）。</p> <p>・ 算入上限については、金融審議会において年内に検討開始。速やかに検討。法律、会計、税制等の幅広い観点から検討。</p>
(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認	<p>厳正な監査を日本公認会計士協会に要請（11月12日）。検査で厳しく検証。</p>
(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討	<p>年度内に実施。第三者割当増資時のコンプライアンスについて、事務ガイドラインを整備。検査・監督でチェック。</p>
(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	<p>金融審議会において速やかに検討。</p>
(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入	<p>平成15年3月期決算から適用。銀行法施行規則等において定める業務報告書の様式の見直し。</p>
(3) ガバナンスの強化	<p>日本公認会計士協会に要請（11月12日）。</p>
(ア) 外部監査人の機能	<p>年度内にガイドラインを整備。早期健全化法等に基づく資本注人行に対するガバナンスの強化として考え方を整理。</p> <p>(イ) 転換の具体的な諸条件について検討し、運用ガイドラインを整備。</p>
(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出	<p>(ウ) 健全化計画等の未達に関しては、その原因と程度に応じて必要性を判断し、行政処分を行うとともに、改善が為されない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応する方向でガイドラインを整備。</p>
(エ) 早期是正措置の厳格化	<p>・ 事務ガイドラインを年内に改正。早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮等。</p> <p>・ 引き続き、地域金融機関との関係に配慮しつつ、早急に検討。</p>
(オ) 「早期警戒制度」の活用	<p>事務ガイドラインを年内に改正。</p>
4. 今後の対応	<p>中小・地域金融機関の不良債権処理については、「リレーションシップバンキング」のあり方を金融審議会での検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定。</p>